

農中総研 調査と情報

2012.9 (第32号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

最近の福島県産農産物の価格動向	一瀬裕一郎 2
米国上下両院の次期農業法案	平澤明彦 4
アルゼンチン最大の農協組織 ACA の動向	藤野信之 8

● 農漁協・森組 ●

協同農業普及事業の現状	内田多喜生10
最近の集落営農の動向	長谷川晃生12
新規顧客の開拓を目指す小松川信用金庫 —「しんきん傷害保険付定期積金」を通じて—	田口さつき14

● 経済・金融 ●

米国の財政緊縮措置とその影響 —差し迫る「財政の崖」を回避できるか—	木村俊文16
地方銀行の保険窓販動向	安藤範親18

■ 寄稿 ■

木質バイオマスエネルギー利用の現状と課題 —再生可能エネルギー固定買取制度の林業へのインパクト— ペレットクラブ 事務局長 小島健一郎20
---	--	---------

■ 現地ルポルタージュ ■

福島県におけるコメ全袋検査による不安払拭への対応 —「データの見える化」により消費者の安心感醸成へ—	渡部喜智22
チリの果実生産・輸出の担い手動向	藤野信之24

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー26
---------------------------------	--	---------

■ あぜみち ■

小水力発電を核にした石徹白の地域づくり NPO 法人地域再生機構 副理事長 平野彰秀28
---	--	---------

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

最近の福島県産農産物の価格動向

研究員 一瀬裕一郎

1 はじめに

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、福島県産農産物の価格が低迷している。

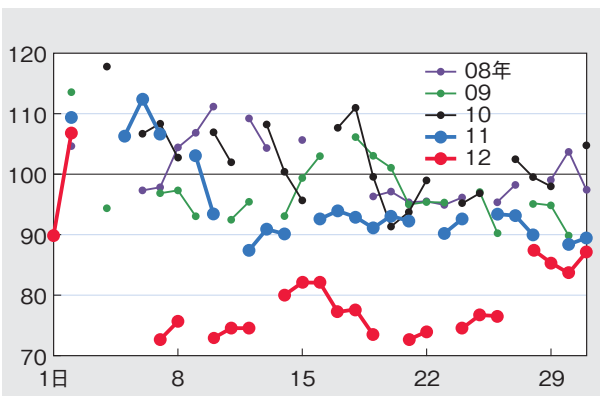
本稿では、福島県が主産県であるアスパラガスとキュウリを取り上げ、事故以前と事故以後について、東京都における出盛り期の福島県産の価格を全産地の価格と比較して、原発事故が福島県産青果物に与えた価格面での負の影響を析出する。また、福島県が主産県である宿根カスミソウの価格推移を跡付けて、食用農産物と非食用農産物とで、原発事故の価格面への影響が異なることを示す。

2 アスパラガスの価格動向(5月)

福島県では県西部の会津地区でアスパラガスが盛んに生産され、4～6月期の生産量は全国2位である。

そこで、第1図に東京都中央卸売市場に入荷した全産地のアスパラガスの加重平均価格(以下「全国価格」)^(注1)を100とした時の福島県産の価格について、2008年から12年の5年分を出盛り期である5月の開市日ごとにプロットした。この図から3点を指摘できる。

第1図 福島県産アスパラガスの価格指数の推移(5月)



資料 ALIC「ベジ探」から作成
 (注) 価格指数は東京都中央卸売市場(築地、大田、豊島、淀橋)の全産地の加重平均価格を100とした時の福島県産の価格。

第1に、08年から10年までは福島県産アスパラガスの価格は全国価格とおおむね同水準(ほとんどの開市日で±10%以内)で推移したことである。

第2に、11年には、福島県産の価格は全国価格を10%程度下回った開市日が多かったものの、10年までの水準と大きな乖離はみられなかったことである。

第3に、しかるに12年には、福島県産の価格が全国価格よりも20～30%程度低くなった開市日が多くみられたことである。

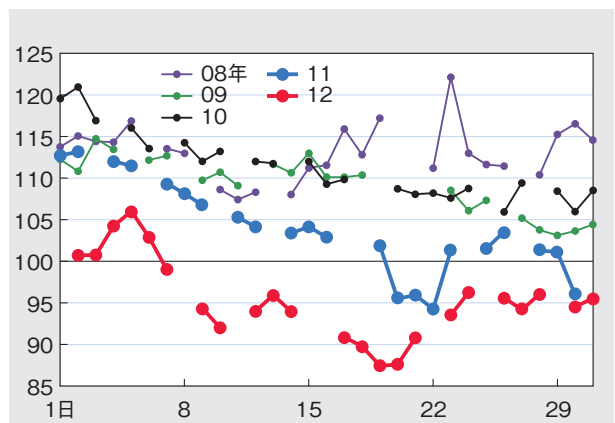
3 キュウリの価格動向(7月)

福島県では中通りの中央に位置する須賀川市等で夏秋キュウリの生産が盛んである。そこでアスパラガスと同様に、出盛り期である7月の福島県産キュウリの価格指数を第2図に示した。この図から3点を指摘できる。

第1に、10年以前には、7月のすべての開市日において、福島県産キュウリの価格が全国価格を上回っていたことである。

第2に、11年には、それ以前と比べて全国価格との価格差が縮まっただけでなく、7月後半には福島県産が全国価格を下回る開市日

第2図 福島県産キュウリの価格指数の推移(7月)



資料、(注)とも第1図に同じ

が現れたことである。

第3に、12年には福島県産が全国価格を下回る開市日が半ば常態化したことである。価格指数が最低となった12年7月19日には福島県産の価格は全国価格の87%にとどまった。

4 宿根カスミソウの価格動向

福島県では会津地方で宿根カスミソウが盛んに生産されており、作付面積は全国2位である。そこで、第3図に東京都中央卸売市場大田市場に入荷した全産地の宿根カスミソウの全国価格を100とした時の福島県産の価格について、08年1月から12年6月までの4年6か月分を月次でプロットした。

宿根カスミソウの価格指数は、前出の2品目と異なる推移を示している。原発事故の価格面への影響が宿根カスミソウでは全く見られない。11年2月までの事故以前の価格指数は95から236までの範囲で推移した。一方、事故が発生した11年3月以降の価格指数は103から244までの範囲で推移した。事故前後で価格指数はほとんど変わらず、むしろ事故以降の方が若干高いとさえいえる。

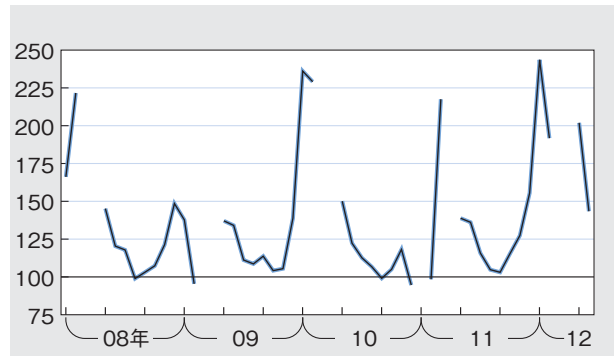
食用農産物のアスパラガスとキュウリでは事故後に価格が暴落し、未だ回復には程遠い。一方、非食用農産物の宿根カスミソウでは事故後の価格低下は生じていない。すなわち、食用農産物と非食用農産物とでは原発事故の価格面への影響が全く異なっている。

(注1)ALIC「ベジ探」による東京都中央卸売市場のデータは、築地、大田、豊島、淀橋の4市場の合計値である。

(注2)加重平均価格は「入荷した全産地のアスパラガスの売上高」を「入荷した全産地のアスパラガスの数量」で除して算出した価格である。

(注3)『日経MJ』の記事では、福島県内の消費者への調査で青果物の購入について「福島産を優先的に買う」との回答割合が11年8月の63%から同年10月の43%へと低下したと報じている。また、同記事は暫定規制値を超える放射性セシウムを含んだ米が見つかり、消費者が福島県産農産物の購入に慎重になったことを応援消費が一服した要因として指摘している。

第3図 福島県産宿根カスミソウの価格指数の推移(月次)



資料 東京都中央卸売市場のデータから作成

(注) 価格指数は東京都中央卸売市場大田市場の全産地の加重平均価格を100とした時の福島県産の価格。

5 おわりに

原発事故以降、福島県産青果物が他県産よりも著しい低価格で取引される状況が続いている。アスパラガスとキュウリについて示したように、12年には11年よりも価格低下がむしろ深刻化しているとさえいえる。その背景の一つとして、11年夏以降に牛肉や米等から暫定規制値を上回る放射性物質が検出され、消費者の購買意欲が削がれたこと等から、震災直後に盛り上がった「^(注3)応援消費」が現在では一服したことが挙げられよう。

福島県産青果物が直面する苦境の原因は明らかに原発事故である。青果物の価格低迷は農業収入の減少を通じて、農業経営を危機に陥れる。事故以前の状態への回復には時間を要する以上、福島県の農業の衰退を防ぐために、農業者への東京電力による迅速な賠償や国による経済的な支援の拡充が要請されよう。また、消費者を納得させられるような青果物の安全を確保する取組みも重要となろう。

<主要参考文献・web サイト>

- ・一瀬裕一郎(2011)「東日本大震災による農業被害と復興の課題」『農林金融』8月号
- ・日本経済新聞社(2011)「フクシマ農業、再興へ苦闘―消費者の信頼回復急ぐ(食の安全は今)」『日経MJ』11年12月21日付
- ・農林水産省webサイト <http://www.maff.go.jp/>
- ・農畜産業振興機構webサイト <http://www.alic.go.jp/>
- ・東京都中央卸売市場webサイト <http://www.shijou.metro.tokyo.jp/>

(いちのせ ゆういちろう)

米国上下両院の次期農業法案

主席研究員 平澤明彦

米国では次期農業法(農業政策の大部分を網羅、ほぼ5年ごとに制定)の法案が出そろい、具体的な政策と争点が明確になってきた。しかし、その後の手続きは予算削減をめぐる対立から難航している。

1 予算とSNAPを巡る議論

上下両院ではそれぞれ、昨2011年11月の上院(注1)農業委員会指導部による概要提案を踏まえて法案が作成され、上院法案は6月21日に上院を通過し、下院法案は7月11日に農業委員会で承認された。財政環境が悪化するなかで予算のさらなる縮小を避けるため、速やかな成立を目指したのである。しかしその後、下院共和党指導部は本会議での審議を拒んで(注2)おり、現行の2008年農業法(以下「現行法」)が失効する9月末までの成立が危ぶまれている。

下院ではとりわけ、低所得者向けの食料援助である補足的栄養支援プログラム(SNAP、旧称フードスタンプ)の予算削減に対して民主党が反発する一方、共和党内では保守派が削

減は不十分であると反発している。

下院法案の予算削減額(351億ドル)は、12年3月の下院予算決議で4月までに報告を求められた削減額(11年間で332億ドル)を満たして(注3)いる。当初、下院農業委員会は削減の全てをSNAPによる方針であったが、実際の農業法案では約半分をSNAPの削減とした。

SNAPは農業予算の大部分を占めており、次期農業法案では8割近くに達する(第1表)。この施策は従来から農業法の審議において都市部の議員(特に民主党)から支持を得る役割を果たしてきた。近年、景気の低迷による受給の増加から予算規模が急拡大し、財政保守派に問題視されている。

下院法案の予算削減額は上院案(231億ドル)より大きい。これはおもにSNAPの削減額が大きいことによる。といってもSNAPは予算額が大きいいため、削減率はわずか(下院案2.1%、上院案0.5%)である。それに対して農産物プログラム(価格・所得支持)は3割以上の大幅削減、作物保険は5%ないし1割の増額、保

第1表 次期農業法案の予算額(2013~22年度の10年間、基本予算との対比)

(単位 億ドル、%)

	基本予算	上院通過法案(6月21日)				下院農業委員会可決法案(7月11日)			
		予算	構成比	基本予算対比	増減率	予算	構成比	基本予算対比	増減率
合計	9,946	9,715	100.0	△231	△2.3	9,596	100.0	△351	△3.5
農産物プログラム	629	435	4.5	△194	△30.9	394	4.1	△236	△37.5
作物保険	898	949	9.8	50	5.6	993	10.4	95	10.6
保全	653	589	6.1	△64	△9.8	592	6.2	△61	△9.3
栄養摂取支援(SNAP)	7,718	7,678	79.0	△40	△0.5	7,557	78.8	△161	△2.1
その他	48	64	0.7	16	33.7	60	0.6	11	23.5

出典 議会予算局推計値に基づき作成

(注) 百万ドル単位の数値を四捨五入したため合計の不一致あり。栄養摂取支援はSNAPと関連プログラムのみ。学校給食プログラムなどの未成年栄養摂取プログラムは下院農業委員会の管轄外であり、農業法に含まれない。

全は1割弱の削減である。作物保険は予算の1割程度を占め、農業関連施策の最大の柱となる。これは農産物の高値による保険料値上がりから作物保険の基本予算が拡大した一方、農産物プログラムのそれは(価格に連動する補助金の給付実績減から)縮小したことも大きな要因である。

2 農業法案のおもな施策

農産物プログラムの最大の変更点の一つは、直接支払制度の大幅見直しである。直接固定支払い(10年間で496億ドル)を廃止して予算を削減するとともに、その財源の一部を使って現行の収入変動対応型支払い(ACRE。収入ナラシ型)と、価格変動対応型支払い(CCP。不足払い型)、および災害時の補完的収入援助(SURE)の後継制度を設ける。販売支援融資は存続する。

(注1)『農中総研 調査と情報』2012年1月号「赤字削減委員会に提出された米国次期農業法の概要提案」を参照。

<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1201re2.pdf>

(注2)農業法の委員会法案が下院本会議を通過できない事態は初めて(Pittsburgh Post-Gazette, August 13)、あるいは過去50年にはなかった(POLITICO, July 23)と報じられている。下院共和党指導部は、法案が十分な支持を得ていないためとしている。従来は対照的に、農業委員会での検討が遅れ、本会議は速やかに通過していた。

(注3)財政調整の枠組みによる。ただし、下院予算決議は同時にさらに大幅な農業予算削減を提案しており(10年間で1,794億ドル。内訳はSNAP 1,340億ドル、農産物プログラム293億ドル、その他161億ドル)、これは農業法案の予算削減額より数倍(SNAPは1桁)大きい。

(注4)この不足払いは当該農場における当年の作付面積(現行制度は過去実績)と過去の単収(最近の値に更新可能)に基づく。

(注5)干ばつが中西部に拡大するまで、農務省はトウモロコシの値下がりを見込んでいた。

今回の農業法形成過程を通じて、軽微な収入減少を補填する収入ナラシ型直接支払いの改良は主要な論点の一つであった。過去数年間の単位面積当たり収入(=単収×価格)を基準として当年の減少を一定割合補填するものであり、最近数年間のように農産物の価格水準が高くても相対的に収入が低下すれば支払われる。作物収入保険の控除免責(一定割合までの損失は補償対象から除外)部分を補填することが想定されている。

現行のACREは、算出に用いる単収が州単位であり個別経営の単収変動との乖離が問題とされている。それに対して両法案は郡単位の単収を提供し、さらに上院案では農場単位の単収も選択できる(農場単位を選んだ場合は支払い対象面積の割合が小さくなる)。価格は全国平均値による(上院案と下院案で共通。以下、特に断らない限り同じ)。

下院案は農場単収による収入ナラシを提供せず、代わりに不足払い(販売価格が目標価格を下回った場合の補填、上院案では廃止)を選択できる。^(注4)不足払いの目標価格は現行の水準から3~4割前後引き上げられ、また収入ナラシの下限価格としても用いられる(上院案では米と落花生のみ下限価格を設定)。これは、不足払いの維持を求める米および綿花部門の要望に応え、かつ作目間・地域間の予算削減の不均衡をならすとともに、農産物の先安観の強まり^(注5)(バイオ燃料向けトウモロコシ需要の頭打ちや、世界的な景気低迷による)にも対応している。価格の大幅な低迷が複数年にわたればナラシによる保証は低水準となる懸念があるため、保証収入算出時の下限価格や、不足払いが有効となる。農産物プログラムの予算削

減額は上院案より拡大したが、その分作物保険の予算が増額されている。

また両院案ともに、作付けできなかつた面積の一部を収入ナラシ・不足払いの補償対象とすることで災害時支援の機能を有する。なお綿花についてはWTO敗訴対応のためこれらのプログラムから除外し、代わりに専用の軽微損失収入保険「STAX」を設ける。

酪農プログラムも抜本改正となり、乳製品の価格支持と生乳の不足払いを廃止し、利幅^(注6)保険と供給管理(利幅縮小に応じた課徴金で供給過剰を抑制。徴収金は乳製品の買い上げや消費拡大に用いる)を設ける。

作物保険についてはSTAX以外にも、既存の各種保険を補完する郡単位の軽微損失保険^(注7)(収入ないし単収)や、落花生の収入保険、米の新型保険(下院案のみ。倒伏保険および利幅保険)が盛り込まれ、予算も増額される。

このようにみえてくると、収入や所得の変動リスクに対応するプログラムが広範に設けられている(収入ナラシ、各種の収入保険、軽微損失保険、利幅保険)。2008年農業法で始まった、農産物価格と生産費の高まりへの適応をさらに進めるものとみることができよう。他方で、下院案は目標価格を引き上げて有効性を高めた不足払いにより、今後の農産物価格下落リスクにも備えている。

3 作物間・地域間の利害調整

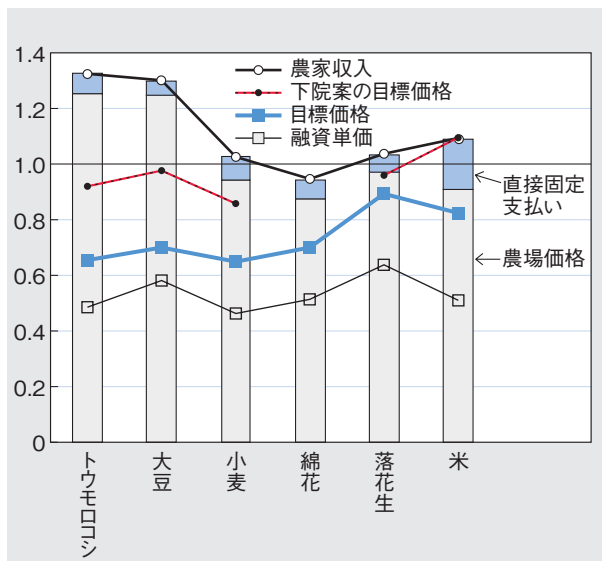
直接固定支払い・不足払いから、(収入保険を補完する)収入ナラシへの移行を主張してきたのはおもに中西部の作物であるトウモロコシ、大豆部門である。収入保険の利用率が高く、また作物価格の高騰によって不足払いが

機能しないことや保険料の値上がり、収入保険の控除免責に不満を有している。小麦など平原州の作物部門は災害支援策の取り込み(上述)などを受けてこれに同調した。

それに対して、南部の作物である綿花、落花生、米部門は収入保険の利用が少ない。また比較的競争力が弱いことを背景にして、現行制度の下で相対的に手厚く保護されている。そのため従来、これら南部の作物部門は現行制度(直接固定支払いと不足払い)の維持を望んできた。しかし、直接固定支払いの維持は予算削減の要請から困難となった。また綿花はWTO敗訴対応のためや、11年の南部地域における大干ばつで保険の有用性に対する意識が高まったこともあり、収入保険(STAX)へと方針を転換した。そして残る現状維持派は米・落花生部門となった。

制度改正にかかる作目間の利害対立を理解するには、政策価格や補助金額の比較が有用である。生産費用で除した比率を用いること

第1図 政策価格等の生産費用に対する比率 (2010-2011年平均)



出典 米国農務省のデータ(Costs and Returns)および2008年農業法を基に作成
(注) 下院案の目標価格は綿花(不足払いの対象から除外)を除く。

で比較が容易となる(第1図、10-11年平均値)。

米と落花生は、現行の目標価格が他の作目より高く、生産費の8割以上(落花生では88%)が補償対象となっており、目標価格が廃止(価格補償水準は融資単価まで下落)されれば生産費のカバー率が大幅に低下する。また、米については直接固定支払いが他の作目より高く設定されており、その廃止による損失も大きい。

対照的に、トウモロコシと大豆は目標価格の水準が低く、生産費の3分の2程度までしか補償されない。また、大豆は目標価格の導入時期が遅かったため従前から融資単価が高めに設定されており、目標価格廃止の影響が小さい。さらに、これらの作物は農場価格が高く、現状では生産費の補填が不要なうえ、農場価格が半減しなければ不足払いは支払われない。

(注6)作物保険ではなく農産物プログラムの中に設ける。利幅(販売乳価から所定の飼料費用を差し引いた差額)が一定水準を下回った場合に補償する。基礎部分と追加部分(利用と保証水準は任意に選べる)がある。

(注7)通常、収入保険の計算には先物価格を用いるが、落花生には先物市場がないため、代わりに世界価格を国内価格で補正したものをを用いる。

(注8)その代わりに干ばつ対策として、現行農業法の災害支援プログラムのみを1年間延長することも検討されたが財源調達が困難となり、結局下院ではSUREを除外して畜産(と樹木作物・苗木)に限定した災害支援策の法案を可決した。しかし上院ではこの法案を取りあげていない。この法案は樹木以外の作物を支援対象に含まず、財源調達のために保全プログラムを削減する。また上院・下院の農業法案の災害支援は遡って2012年度から適用されるうえ、次期農業法でなければ早魃下の飼料値上がりによる酪農の採算悪化は救済できない。こうしたことを理由に上院農業委員長や下院農業委員会少数党筆頭議員(いずれも民主党)は農業法案の成立を優先すべきだと主張している。

こうしたことから米・落花生部門は不足払いの維持と、(直固定支払い廃止の見返りとして)目標価格の引上げを要求し、下院案で実現した。また下院法案の新たな目標価格は、他の作物についても生産費のカバー率が大幅に改善している。

4 今後の動き

7月下旬には、急拡大して56年ぶりの広がりとなった干ばつへの対策を兼ねて、下院共和党指導部が現行農業法の1年間延長を示唆したものの、農業部門の反発を受けて断念し^(注8)た。なお、9月末に現行法が失効しても、作物保険やSNAPは継続し(Kansas Ag, July 25)、農産物プログラムは2012作物年度末まで有効である。しかし酪農プログラムや干ばつなどの災害支援(11年度で失効)などは中断することになる。9月末が近づけば現行法延長の議論が再度出てくる可能性がある。

農業法の成立までには通常、下院の法案通過と、両院協議会における上下両院の法案すり合わせが必要である。下院農業委員長は、9月中の下院法案通過に悲観的である。11月の大統領(および議会)選挙後が次の機会となるが、議会は年末にかけて大きな案件(ブッシュ減税の失効、2011年財政統制法に基づく13年からの予算削減、政府の債務上限引上げ)を抱えており、年内の農業法成立は難しいとの見方もある。成立が遅ればさらなる予算削減も懸念される。とくに、11月の選挙で下院に加えて上院でも共和党が多数党となった場合には、厳しく見直される可能性がある。

(12年8月中旬時点の情報を基に執筆)

(ひらさわ あきひこ)

アルゼンチン最大の農協組織ACAの動向

主席研究員 藤野信之

1 はじめに

中国が南米に急速に接近している。大豆自給をあきらめた中国は、もともと南米大豆の最大輸入国だが、近年トウモロコシや飼料用小麦も輸入ポジションに転化しつつある。こうしたなかで、中国はこれまで以上に南米諸国との関係強化に舵を切ってきた。具体的には、輸入額の倍増、農業協力深化と緊急食糧備蓄で、農業研究やインフラ部門への支援も含まれている。

また、穀類価格は、①過去数十年に及ぶ低位安定から一段高いところへシフトアップし、②価格の決定要因に南米が組み込まれた点で、以前とは様相が異なるものとなってきた。その要因のベースには、中国等の新興国が穀類の純輸入国になりつつあることがある。

本稿では、ブラジルと並ぶ中国向け大豆輸出大国であるアルゼンチンで、生産者を組織化し穀物メジャーと対抗する、アルゼンチン最大の農協組織ACA(Asociacion de Argentinas)の概要を見ることとしたい。

2 アルゼンチンの穀類需給

アルゼンチンではパンパと呼ばれる中央部の肥沃な平原での穀類生産が盛んで、ことに大豆は収穫面積と単収増による生産増を生じている。もちろんその前提となる需要要因として、耕地不足で大豆、大豆油の国内自給をあきらめた中国による輸入需要の急拡大がある。

一方、トウモロコシ、小麦は、内需を優先し国内価格を下げることを目的とした輸出規制(輸出割当制)があったこと等から、収穫面積は横ばい傾向にある。

大豆の生産量は、パンパに属するコルドバ、サンタフェ、ブエノスアイレスの3州で8割程度を占め、トウモロコシでも7割強と、そのほとんどがパンパ地域で占められる。

いずれにしろ、パンパの中心ロサリオを中心にした半径300kmの中に全国の半分の大豆畑がある。

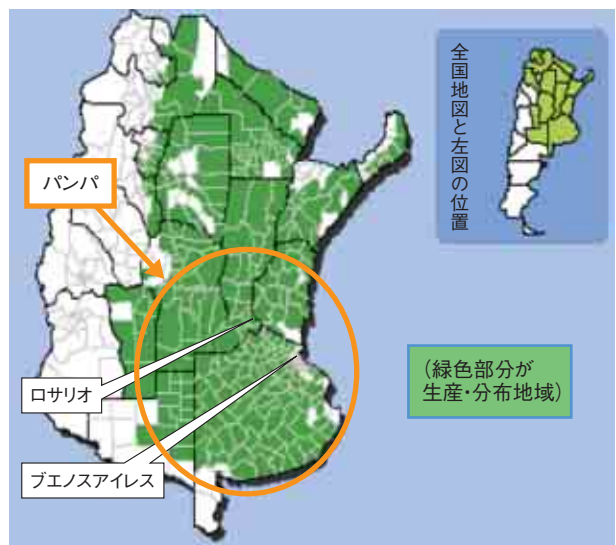
3 ACAの概要

ACAは、全農が1964年来の穀物輸入協定関係もち、近年トウモロコシの調達先多元化のために提携を強化したアルゼンチン最大の農協連合会である。10州にまたがるパンパを中心とする穀類の生産地域600町に、会員組織である153組合(単協)があり、結成指導中の組合も49ある(2011年)。

153組合を構成する組合員は中小・家族経営農家5万人で、1組合当たりの組合員数は327人と少ない。職員数は7千人で、1組合当たりの職員数も46人と少ない。ACA本会の職員数は2,276人で、1組合当たり15人の職員がいることとなる。

歴史的には、200年前に初めの1組合ができ、その数が8~9になった1925年にACAが組成された。

第1図 大豆生産地域とACA単協の分布地域



資料 MinAgri(アルゼンチン農牧漁業省) ホームページに補記
(注) トウモロコシ、小麦もほぼ同様の地域分布となる。

穀類の販売数量は11年で12百万トンと、アルゼンチン全体の12.5%を占め、10年間で倍増した。販売数量の増加は、当然ながら中国の大豆輸入増と軌を一にしている。

事業内容の第一は、①組合員が販売する農産物を組合が買い取り(組合員は組合以外にも販売できる権利が保護されている)、②153組合が買取集荷して販売する農産物をACAが買い取る(組合はACA以外の大豆搾油業者、製粉会社、輸出業者にも販売できる)、系統販売事業である。ACAの買取シェアは、①協同組合理念が浸透しており信頼関係が強いこと、②会員としてのモラルへの訴えと販売実績への評価から組合販売量の95%と高い。「生産者⇔組合⇔ACA」の2段階系統販売事業で、ACAの定款上、ショートカットは禁じられている。

第二は、生産資材等の系統購買事業であり、組合とACAが連携して対応している。また、国内2か所に港湾荷役設備を持っており、メッカとなるパラナ川沿いのサンロレンソ(ロサリオの北西20km)での規模、処理能力は地域内No.1で、年間出荷処理量は350万トンとなっている。

4 買取販売の概要

ACAは買取販売なので、価格の変動リスクを抱えることとなる。買取パターンとしては、①(卸価格での)固定買上げ、②先物価格での買い取り、③種等の生産資材の代金としての生産物受取(生産物のうちの何割かを受け取る)がある。③に関して11年の例で言うと、種渡しの時に12年の先物価格で代金生産物の数量が決まる(ACAはCBOT(シカゴ商品取引所)で売りヘッジしてリスク回避する)。

設立当初の1925年からこの仕組みでやっており、競争力ある価格を提示できているとされる。

12百万トンの生産物は、方針として35~40%のみ自力輸出に向け、残りは国内(他の輸出業者、大豆搾油業者等)に仕向ける。穀物メジャーは共存志向で、国内向けの700万トンを狙

っているが、ACAは700万トン全てを売ることはなく、世界的なマーケットの調整役もやり、生産者に対して一番いい単価を提示するとしている。

ACAは準穀物メジャーとも呼ばれており、各社のアルゼンチン全体における買取シェアは、小麦でルイス・ドレフェス=16.5%、ブング=15.8%、ACA=9.5%、ADM=9.2%、カーギル=8.9%(11年)と3位につけている。穀物メジャーの存在は、全く否定できるものではなく、共同作業を行っており、共存が必要で大いに利用したいとしている。

5 巨大で自賄いのBEでの農工連携

ACAは、コルドバ州ビジャマリア市に12年末の試験稼働を目指してバイオ・エタノール(BE)工場建設を進めている。他の4社を含む5大プロジェクトのひとつである。ACAでは、①コルドバ州は港に遠く、トウモロコシのまま輸送するよりも効率化できる、②輸出規制の影響を受けない、③副産物のDDGS(Distiller's Dried Grains with Solubles=穀類蒸留粕)は後背地の酪農地域で活用できるとしている。

この前提には、政府によるガソリンへのBEの10年からの混入義務付けや、ACA自身の農産加工高度化志向がある。混入義務付けは2%(20万kl)から始まり、5%(50万kl)に引き上げられた。その根底には、現在アルゼンチンのガソリンが大きな輸入超過となっている燃料事情がある。

バイオ・ディーゼルでは穀物メジャーに先行され、市場を占拠されてしまったが、BEでの巻き返しが目指されている。

6 おわりに

「中国を食べさせる」のは、少なくとも大豆ではブラジル、アルゼンチンであり、今後トウモロコシにも拡大していこう。

そうしたなかで、日本に比べて経営規模の大きいアルゼンチンにおいて、中規模農家、家族農家を対象に健闘するACAの動向は引き続き注目される。

(注)12年6月29日付日本経済新聞ほか。

(ふじの のぶゆき)

協同農業普及事業の現状

主席研究員 内田多喜生

1 はじめに

本稿は、都道府県の専門職員が農業技術経営に関して農業者に行う公的な指導事業、「協同農業普及事業」（以下「普及事業」）の現状について、近年の見直しの議論等を含め概観し、JA営農指導事業への影響等を検討する。

2 普及事業の動向——続く体制縮小——

まず、普及事業の動向を、計数面からみていく。全国の普及職員数とその活動拠点となる普及指導センター数の推移をみたものが第1図である。同図にみられるように、普及職員数、普及指導センター数ともに、長期にわたり減少傾向にある。

国・都道府県を合わせた普及事業費（農業）も、2005年度の713億円から10年度は586億円にまで縮小している（第2図）。この背景には、農業者等の要請による普及事業の高度化に伴う再編に加え、地方の財政悪化や小泉政権時代の三位一体改革による税源移譲の影響もあるとみられる。

小泉政権時代の三位一体改革により、国の普及事業交付金の約8割（167億円）が06年度より都道府県に税源移譲（一般財源化）された。この税源移譲により、普及事業費の国と地方の内訳は大きく変化し、それまで国が全体の3割を占めていたものが1割弱にまで低下、逆に都道府県の負担が増したのである。

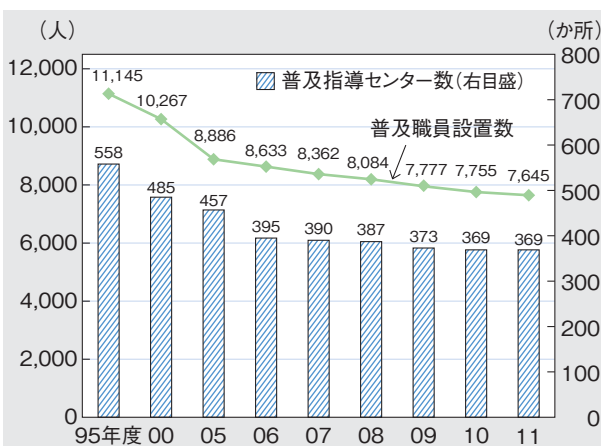
そのため財政が厳しい地方で普及事業費を削減する動きが続いたことから、国の交付金は10年度までほぼ横ばいで推移したものの、普及事業費全体でみると、減少が続く結果になったとみられる。

3 普及事業の見直し——先進農家へ重点化——

普及事業が縮小するなか、さらに10年の事業仕分けでは、同事業への国の支出について「来年度の予算計上を見送り、抜本的に見直すこと」とされた。その後の大臣折衝において予算計上は認められたものの、「普及事業のあり方について検討をした上で抜本的見直し」を行うことが条件とされたのである。

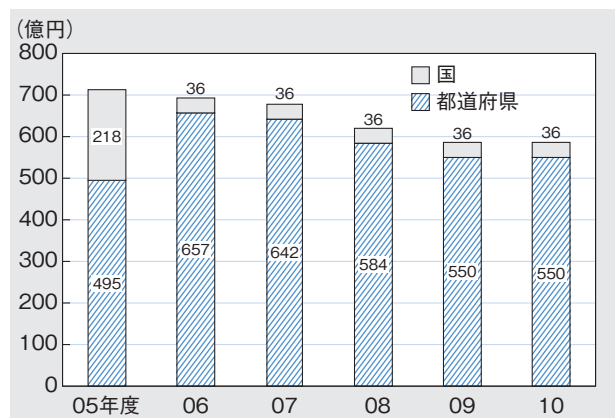
これを受け農林水産省では「普及事業のあり方検討会」を設置し検討を行い、その結果

第1図 普及職員設置（農業）・普及指導センター数推移



資料 農林水産省「協同農業普及事業をめぐる情勢」
 (注) 10、11年度は年度当初、それ以外は年度末の数字。

第2図 普及事業費（農業）の推移



資料 農林水産省「普及事業をめぐる現状と課題」

は11年8月の「普及事業の新たな展開について(普及事業の見直し結果)」にとりまとめられた。

ここでは、普及事業の課題と対応方向として、国の支出改革に加え、三つの取組みを強化することを掲げた。一つめは、先進的な農業者への相談・支援体制の強化、二つめは、普及・研究・教育・行政の連携強化、三つめは普及事業の機能強化である。

具体的な取組みとしては、一つめの先進的な農業者への対応と、二つめの普及・研究・教育・行政の連携強化のため、高度かつ専門的な個別相談・支援を行う部門等を整備するとともに、「農業革新支援専門員」の制度が導入された。

「農業革新支援専門員」は、先進的な農業者からの高度かつ専門的な個別相談へ対応するとともに、関係機関の連携強化、普及組織の高度化等の推進を担うものである。

なお、関連機関の連携強化においては、「従来の県内での連携関係を超えて、国との連携や県間での連携をより一層強化していくことが必要」としている。

さらに、三つめの普及事業の機能強化には、六次産業化等国の政策課題に対応するため、①特区制度を利用し普及指導員資格を持たない政策課題に関する専門家を若干名任用できる制度導入、②普及指導員の継続的能力向上支援、を挙げた。

このうち①の専門家任用は国会に提出された特区法一部改正案が成立の上(執筆時点で審議中)、同法施行令の一部が改正され可能になる。なお、埼玉県は既に上記改正を前提に、管理栄養士と中小企業診断士の普及指導員への任用が予定されている。

4 普及事業とJA営農指導事業

ここで05年度と10年度のJAの営農指導員数、営農指導事業費(部門別損益の営農指導事業分配賦額)と普及職員数、普及事業費を比較したものが第1表である。同表をみると、JA

第1表 普及事業と営農指導事業の人員・事業費推移

(単位 人、億円、%)

		05年 (a)	10 (b)	(b/a)
普及事業(農業)	職員設置数	8,886	7,755	87.3
	事業費	713	586	82.2
JA営農指導事業	指導員数	14,385	14,459	100.5
	事業費	1,131	1,130	99.9

資料 農林水産省「総合農協統計表」[協同農業普及事業をめぐる情勢]
(注) JA営農指導事業費は部門別損益の営農指導事業分配賦額。

の営農指導員数、営農指導事業費が普及事業のそれらを大きく上回り、その差が05年に比べ拡大している。

同表からは、相対的に農業指導におけるJAのウェイトが高まってきていることがうかがえる。そして、今後も、地方財政が厳しさをますなか、普及事業の人員・体制の拡充は困難とみられ、対象となる農業者の重点化は避けられないとみられる。

一方JAは、「第26回JA全国大会議案組織協議案」のなかの「地域農業戦略」で、「担い手経営体と一体的となった生産販売戦略の実践」とともに、「多様な担い手と地域に根ざした生産販売戦略の実践」を打ち出しているように、今後も、多様な担い手への支援を継続していく。そのため、普及事業の縮小傾向が続くなか、地域農業全体の維持・活性化を図る上で、JAの営農指導事業の果たす役割はさらに大きくなる。

5 おわりに

農業振興を目指す組織として普及事業とJAの営農指導事業が取り組むべき課題は共通しており、先の「普及事業の新たな展開について」にも「市町村・JA等の農業指導担当者との連携強化」が掲げられている。

8割以上の農協で普及指導センターとの連携があるとされるが、限られた人員・体制のなか、農業者への支援機能を十分に発揮する上で両者の連携はさらに強化されるべきであろう。

(うちだ たきお)

最近の集落営農の動向

主事研究員 長谷川晃生

1 はじめに

集落営農は、もともと中国地方の中山間地域や富山、滋賀県等のように、兼業化が進展し、担い手不足が深刻な地域で設立されてきた。最近では、国の農業政策において構造政策を推進するために集落営農が位置付けられたこと等を受けて、全国各地で集落営農が新設されている。

以下では、最近の集落営農の特徴的な動向について紹介することにしたい。

2 全国の動向

農林水産省の「集落営農実態調査の概要」^(注1)によると、全国の集落営農数は2005年の10,063から12年の14,736へと4割超も増加している(第1表)。特に07年、08年は大きく増加したが、その要因としては、07年度から国の水田・畑作経営所得安定対策が導入され、規模要件をクリアできない個別農家によって、政策対応のための集落営農が新設されたことが挙げられる。

その後、増加幅は一旦縮小したが、再び11年に大きく増加している。11年にスタートした農業者戸別所得補償制度において、小規模農家が個人で制度に加入するよりも、集落営農で加入する方が交付対象面積の算定で有利になることから、交付金受給を目的とした集落営農の設立があったものとみられる^(注2)。

こうした集落営農数の増加とともに、最近では国が法人化に対するメリット措置を実施していること等から、集落営農の法人化も進展している。集落営農のうち、法人の数は05年の646から12年の2,581へと増加した。この結果、全集落営農数に占める法人の割合は同時期に6.4%から17.5%へと大きく上昇している。

3 地域別の動向

12年の集落営農数を地域別にみると、東北が最も多く、次いで九州、北陸、近畿が続いている(第1表)。

05年と12年の集落営農数を比較すると、北

第1表 地域別の集落営農数の推移

		(単位 集落営農、%)								(参考)
		05年	06	07	08	09	10	11	12	05~12年の増加率
全体		10,063	10,481	12,095	13,062	13,436	13,577	14,643	14,736	44.6
地域別	北海道	396	357	324	320	289	289	283	272	△34.7
	東北	1,624	1,792	2,170	2,825	2,981	2,997	3,417	3,389	98.5
	北陸	1,912	1,953	2,042	2,063	2,079	2,089	2,257	2,298	19.8
	関東・東山	463	485	772	863	908	936	994	986	107.8
	東海	753	776	823	790	787	790	859	889	17.5
	近畿	1,585	1,606	1,600	1,704	1,767	1,771	2,048	2,030	27.7
	中国	1,586	1,589	1,646	1,685	1,726	1,759	1,840	1,904	20.0
	四国	193	242	316	336	368	378	358	375	75.2
	九州	1,545	1,675	2,396	2,470	2,525	2,562	2,580	2,587	62.2

資料 農林水産省「集落営農実態調査結果の概要」

(注) 1 06年以前は5月1日現在、07年以降は2月1日現在。

2 沖縄は集落営農数が少ないので掲載省略。全体には沖縄も含む。なお12年は6組織。

海道を除く全ての地域で増加している。この間の増加率は、関東・東山(107.8%)、東北(98.5%)、四国(75.2%)、九州(62.2%)では全国平均を大きく超えている。一方、東海(17.5%)、北陸(19.8%)、中国(20.0%)では増加率が低い。

また12年の全集落営農数に占める法人の割合は、もともと集落営農の設立が進んでいた北陸(31.5%)、中国(28.6%)で相対的に高い。一方、近畿(9.5%)、東北(11.0%)、九州(12.5%)は低い状況にある。特に東北、九州は組織立ち上げから間もない集落営農が多いため、全体と比較すると法人化が進展していない。

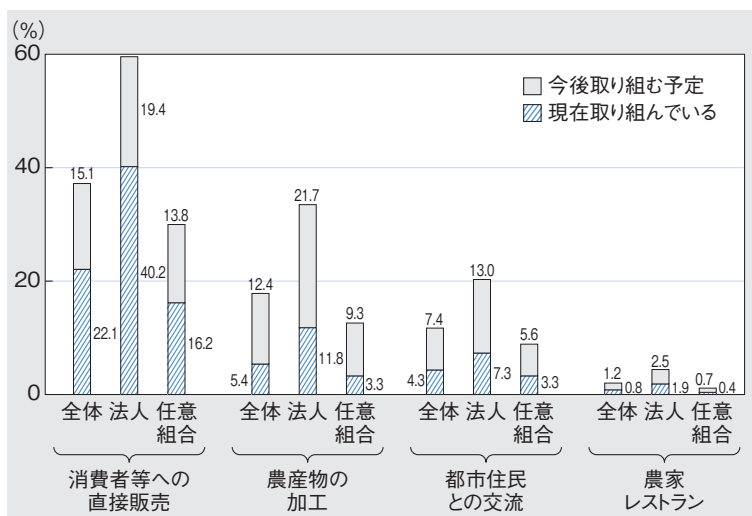
4 集落営農の経営多角化

さらに最近の注目すべき動きとして、集落営農による経営多角化が挙げられる。

農林水産省が集落営農を対象に実施した調査結果によると、12年時点で「消費者等への直接販売」に取り組んでいる集落営農の割合は22.1%、「農産物の加工」は5.4%、「都市住民との交流」は4.3%となっている(第1図)。組織形態別には、任意組合よりも法人で経営多角化が進展していることがわかる。

今後取組みを予定しているものとしては、「消費者等への直接販売」(15.1%)、「農産物の加工」(12.4%)の順に多いが、現在の取組状況

第1図 集落営農の農業生産以外への取組状況と今後の予定



資料 農林水産省「集落営農活動実態調査結果の概要(平成24年3月1日現在)」
 (注) 1 集計対象数は2,956。うち法人は723、任意組織は2,233。
 2 都市住民との交流とは、農産物のオーナー制度や農業体験等を通じ、都市住民と交流を行う(観光農園や農家民宿を含む)ことをいう。
 3 「その他」の取組みは非掲載。

と同様に、任意組織よりも法人で今後予定している割合が高い。特に「農産物の加工」を予定している法人の割合は21.7%と最も高くなっている。

5 おわりに

このように、集落営農のなかには組織の立ち上げが一段落し、収益拡大、余剰労働力の有効活用等のために、経営多角化の意向があることがうかがえる。しかし、集落営農の経営発展の方向性は、組織の設立経緯や目的、各地域の個別担い手の状況や圃場条件等が影響するため多様であると考えられる。集落営農は地域農業の担い手としての存在感が増しているだけに、今後の動向に注目していく必要がある。

<参考文献>

- ・安藤光義(2007)「集落営農の持続的発展に向けて」『集落営農の持続的な発展を目指して』全国農業会議所
- ・小野智昭(2010)「集落営農の発展と法人化について」『集落営農の発展と法人化-2009年度日本農業経済学会大会特別セッションの記録』農林水産政策研究所

(はせがわ こうせい)

(注1)農林水産省調査では、集落営農を「集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意のもとに実施される営農」と定義している。

(注2)交付対象面積は自家消費米相当分として個人農家では1戸につき10aが控除されるが、集落営農の場合は全体の面積から10aが控除される。

新規顧客の開拓を目指す小松川信用金庫

— 「しんきん傷害保険付定期積金」を通じて —

主事研究員 田口さつき

1 小松川信用金庫と定期積金

本誌2012年7月号で筆者は、信金業界で取り扱われている「しんきん傷害保険付定期積金」(以下「傷害保険付定積」)の商品開発について紹介した。本稿では、現場での推進や反応について、新規顧客の開拓ツールとして同商品を活用している小松川信用金庫(以下「小松川信金」)の事例を紹介したい。

小松川信金は、東京都城東地区(江戸川区、江東区、墨田区、葛飾区、足立区)、千葉県西部(市川市、浦安市、松戸市、船橋市)、埼玉県南部(八潮市、三郷市)を営業地区にしている。主要な取引先は、営業地区内の中小企業の経営者やその従業員、そして勤労者世帯である。12年3月末の会員数は9,661人、役職員数は160人である。

同信金は、定期積金を「一番の金融商品」と考えている。それは、得意先係の定期積金(注)の集金を通じ、他の取扱商品の説明や顧客のニーズを収集するといったコミュニケーションの機会がつかれるためである。

ただし、2000年代後半は貸出競争が激化するなか、小松川信金は事業性融資の維持・獲得に力点を置いたため、08年度の定期積金残高は減少した(第1図)。

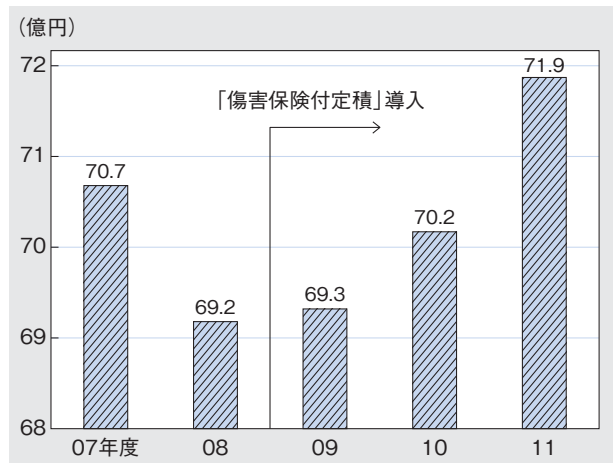
同信金がこのような状況に歯止めをかけるため、何らかの施策が必要と考えていたときに、信金中央金庫から傷害保険付定積を紹介された。

2 「傷害保険付定積」導入の決断

小松川信金は、傷害保険付定積の導入についての検討において、補償機能があること、また利用者にも同信金にも保険料の負担がないことに注目した。さらに、同商品の補償部分は「商品付帯契約」なので、保険窓販業務には該当しないことが大きな魅力となった。

小松川信金より早く傷害保険付定積を導入した信用金庫の一部では、既存の定期積金の利用者に対し、同商品に切り替えてもらうことで実績を挙げていた。しかし、小松川信金では、新規顧客の開拓が経営上の課題という認識があったため、傷害保険付定積を新規顧客に向けて推進することを決断した。そして、新規顧客とのコミュニケーションに十分に時間をかけることとし、目標は09年4月からの半年で3億円の契約を結ぶ(新規顧客のみ)ことを掲げ、キャンペーン商品としてではなく、

第1図 小松川信用金庫の定期積金残高(平均残高)



資料 小松川信用金庫ディスクロージャー誌「小松川信用金庫の現況」から作成

通年で取り扱うことにした。

3 推進に当たっての指導

具体的な取組みとしては、まず、店舗周辺でチラシ配りを行った。また、得意先係ができる限り未取引先を訪問し、傷害保険付定積の紹介をするよう心がけた。なお、既存顧客でも融資先において定期積金の利用がない場合、同商品について声かけをした。

小松川信金では、傷害保険付定積の紹介を行うときに、顧客のニーズを掘り起こし、同商品への関心を高めることを重視している。そのため、得意先係には、まず、「教育資金を積み立てましょう」など、積立目的を明確に顧客に示すように指導している。そして、「補償が付きますから、安心してご利用して下さい」と、同商品のセールスポイントを添えることも欠かさず行っている。

なお、積立目的として多いのは、子供の教育資金、子供や孫への各種お祝い、自動車購入資金、リフォーム資金などである。

同商品を導入する以前の推進は、本部が設定した最優先の目標のみに注力する傾向があり、それ以外の業務はともすればおろそかになることもあった。また、得意先係が慣れ親しんだ顧客しか訪問しない傾向があった。しかし、同商品の導入により、様々な案件を顧客に提案し続けることや地域の人々とコミュニケーションをとることの大切さが改めて認識されたという。

なお、同商品から取引を開始した顧客には、

普通預金や自動振替の利用、年金受給口座の開設、個人ローンの利用といった新たな取引を提案するよう得意先係を指導している。集金を通じ、毎月訪問して、資金ニーズの発掘に努め、意識的に提案し続けることが大切と小松川信金は考えている。

4 現状と今後の課題

傷害保険付定積の導入から約3年経過した。現状、利用者は高齢者が多い。同商品の傷害保険の対象者は営業地区居住者という制限がつくが、契約者でなくてもよいため、三世代同居家族では、祖父または祖母が同商品の契約者となり、傷害保険の対象を孫にすることもある。

小松川信金では、日中に会える顧客は回り尽くしたという感触を得ている。そのため、日中不在の顧客や未取引先とどう接点を持つかが今後の課題となっている。

特に若年層に対しては、傷害保険付定積の商品コンセプトが同層のニーズにも十分合致するため、接点がつくれれば、同商品の契約につながる可能性が高いとみている。そのため、今後はインターネットを利用し、同商品をアピールすることも検討している。

以上、小松川信金の取組みをみてきたが、傷害保険付定積の伸長の背景には、同金庫が商品コンセプトをよく研究し、それに応じた推進方法を整えてきたことにある。この点は、金融機関が新商品を導入する際におおいに参考になるだろう。

(たぐち さつき)

(注)小松川信金は、いわゆる渉外担当者のことを得意先係と呼ぶ。

米国の財政緊縮措置とその影響

—差し迫る「財政の崖」を回避できるか—

主任研究員 木村俊文

米国では、2012年末から13年初にかけて複数の財政緊縮措置が同時に発動される「財政の崖(フィスカル・クリフ)」と呼ばれる事態が迫っており、この影響を懸念する声が続いている。

以下では、米国の財政緊縮措置の概要のほか、実行された場合の米国経済への影響を検討するとともに、今後の展開について考えてみたい。

1 事態を引き起こす3つの要因

「財政の崖」を引き起こす主な要因としては、次の3つが挙げられる。

第一は、ブッシュ政権時代の01年から実施され、オバマ政権後の10年末に2年間延長された所得税率の引下げを中心とする大型減税策、いわゆる「ブッシュ減税」が12年末に期限を迎えることである。

第二は、景気下支えのために継続実施してきた10年雇用創出法に基づく、給与税の被雇用者負担税率の引下げや失業保険給付期間の長期化などの優遇策が12年末で終了することである。

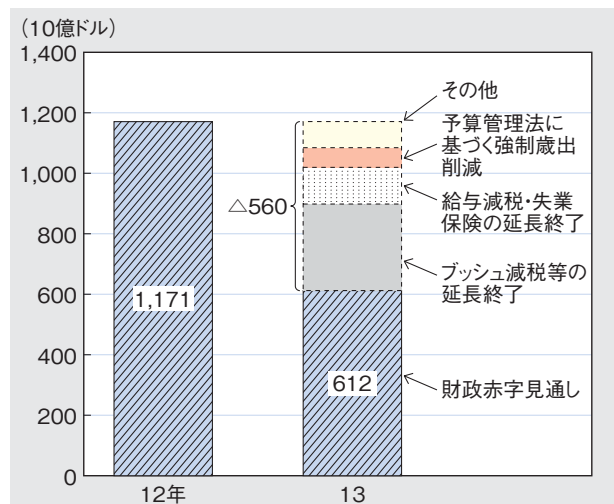
第三は、11年に債務上限引き上げ法案を可決した際に設定したトリガー条項、すなわち超党派による財政赤字削減案が策定されない場合には、13年1月から自動的に歳出カット(国防費を中心に10年間で1.2兆ドル削減)を行う条項が発動されることである。

2 米国経済への影響

米議会予算局(CBO)が5月下旬に発表した資料によれば、こうした実質増税と歳出削減が同時に実施されることになった場合、13年度(12年10月～13年9月)の財政赤字は、失業者対策費など景気悪化による歳出増加分を含めても、前年度に比べ総額5,600億ドル(約45兆円)減少する見通しである(第1図)。この金額は米国の名目GDP(国内総生産)の3.7%に相当する規模であり、まさに崖から落下するような勢いで財政引締めが起こることになる。

財政赤字削減の内訳は、ブッシュ減税および他の軽減措置等の終了によるものが2,860億ドル(総額に占める割合51%)に達する。このほか、給与減税および失業保険の延長終了によるものが1,210億ドル(同21%)、予算管理法に基づく強制歳出削減が650億ドル(同12%)、そ

第1図 米国の財政赤字見通し



資料 米議会予算局(CBO) "Economic Effects of Reducing the Fiscal Restraint That Is Scheduled to Occur in 2013" から作成

の他870億ドル(同16%)となっている。

「財政の崖」に転落した場合、CBOの試算では、米国の13年上半期の実質GDP成長率は前期比年率 Δ 1.3%とリーマン・ショック以来のマイナス成長に陥り、「景気後退と判断される可能性が高い」としている。その後、13年下半期には2.3%とプラス成長に転じる予想になっているが、通年では0.5%と極めて低い成長にとどまる見通しである。

中国経済の減速懸念や欧州情勢の先行き不透明感が強いなかで、米国が景気後退に陥れば、世界経済に及ぼすマイナスの影響は甚大なものになるだろう。

3 大統領選挙後が焦点

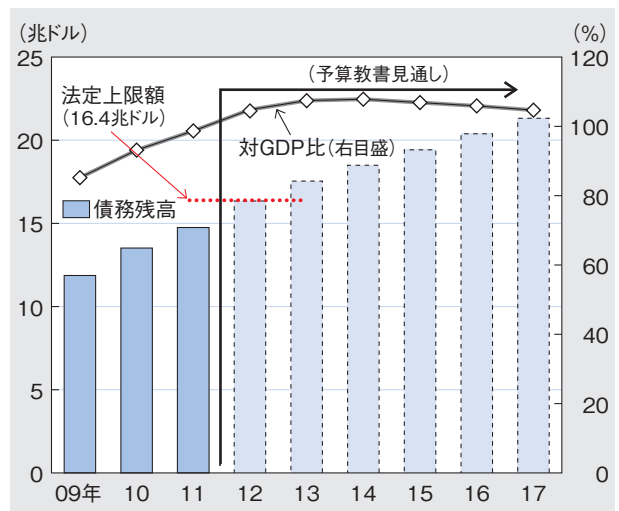
一方、連邦政府の債務残高に注目すると、12年末までに法定上限の16.4兆ドル(約1,310兆円)に達する見込み(第2図)であり、米議会は債務上限引上げでも合意する必要がある。

こうしたなか、国際通貨基金(IMF)は、7月初旬に発表した米国経済に関する報告書のなかで、「景気回復を阻害しない程度の赤字削減ペースを追求しながら、『財政の崖』による不確実性を除去するとともに、連邦債務の上限を速やかに引き上げることが極めて重要である」と、米議会や指導者に事態の回避に向けて行動するよう求めた。

また、バーナンキ米連邦準備制度理事会(FRB)議長も7月中旬の議会証言で、『「財政の崖」は金利上昇を誘発する可能性もあり、米議会が行動しなければ著しい損害を受ける』と危機感を訴えた。

しかし、米議会は、オバマ大統領率いる民

第2図 米国の総債務残高



資料 米財務省『財務省年鑑』、行政管理予算局「2013年度予算教書」から作成

主党が上院を支配しているものの、下院は野党共和党が過半を占めるといった「ねじれ」状態にあるほか、11月に大統領選と議会選を控えていることもあり、政治的なこう着状態が続いている。足元では、期限終了に伴うマイナスの影響が最も大きいブッシュ減税について延長を模索する動きもあるが、妥協案成立に向けて議論が進展するかは不透明である。

したがって、新体制が固まる大統領選直後から年末までの2か月足らずの間に、米議会が差し迫る事態を回避することができるかが焦点となる。しかしながら、時間的な制約から政治的決着を図ることは困難との見方もあり、一時的に「財政の崖」が起きてしまう可能性は否定できない。

こうした米国の政治・財政上の不透明感が払拭されるまでの間は、消費が抑制されるほか、雇用や投資の先延ばしが起きる可能性があり、注意する必要があるだろう。

(きむら としゆみ)

地方銀行の保険窓販動向

研究員 安藤範親

1 はじめに

近年、地方銀行は預かり資産(個人預金・投資信託・公共債・保険)の営業を強化し、資産残高を伸ばしている。とりわけ、保険は2007年の銀行保険窓販の全面解禁以降順調に拡大している。

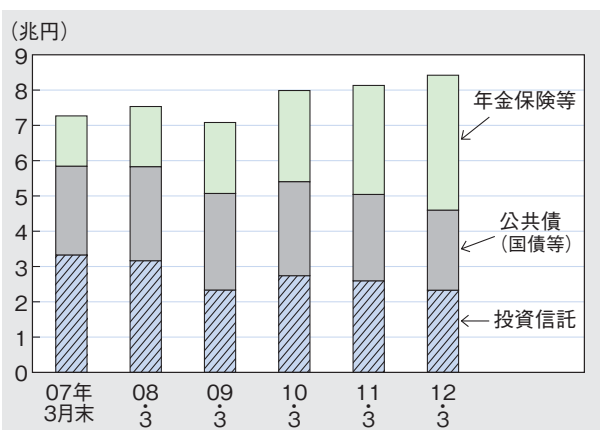
以下では、全国の地方銀行のなかでも、特に都銀とも競合し、かつ国内有数の金融激戦区である関東甲信越地域を対象に、その拡大背景にどのような獲得方針があったのか、また狙いは何だったのかを整理してみたい。

2 預かり資産の動向

関東甲信越に本店を置く地方銀行の預かり資産残高の推移をみると(第1~4図)、預金の前年比伸び率は、2%前後で安定的に推移している。また、預金以外の預かり資産は、08年秋のリーマンショックにより、09年3月に株式市場が大きく落ち込んだ影響で、投資信託の残高が目減りした。そのため、08年度の預金以外の預かり資産残高は減少したが、それ以降は預金と同水準の増勢となっている。

この間、商品別の増勢をみると、ウェイトの高かった投資信託のほか公共債が減少に転じる一方で、保険の伸びが目立っている。

第1図 預金以外の預かり資産の推移



資料 各地方銀行のディスクロージャー、決算短信などから作成
 (注) 関東甲信越に本店を置く地方銀行13行のうち、期間内に合併した地方銀行を除く12行を集計。

これは、景気低迷に伴う株式市場の停滞と低金利から、投資信託や公共債の魅力が低下した結果、株式や投資信託などと比べて元本割れのリスクが少なく、預金や国債などの公共債よりも利回りの高い保険に個人の関心が高まったためと考えられる。

また、地方銀行側においても、個人の資産運用ニーズの高まりに対し、販売手数料収入の増加を図ろうと、保険商品の品ぞろえ拡充や販売体制を強化したことが挙げられる。

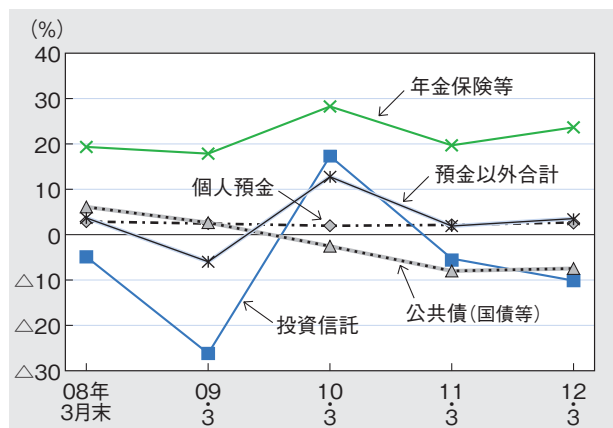
3 保険の獲得方針

(1) 受け皿商品の充実

地方銀行は、定期預金、保険、国債などの満期金、償還金、また、退職金など資金に余裕のあるシニア層のまとまった資産を獲得する手段として、その受け皿となる商品ラインアップの充実化を行っている。そのラインアップの一つとして個人年金保険や終身保険などの生命保険の拡充があった。

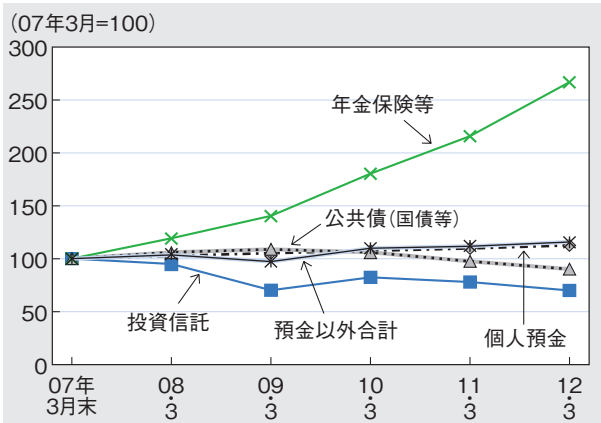
まず、07年からは、定年退職を迎えた団塊世代の退職金を預かり資産に取り込もうと、年金受取口座の獲得と共に、定期預金や投資信託、個人年金保険などが推進された。そのなかでも個人年金保険は、景気低迷の影響もあり、老後の資産運用において安定志向であ

第2図 預かり資産(商品別)の増勢(前年比)



資料、(注)とも第1図に同じ

第3図 預かり資産(商品別)の増勢



りながらも金利が低い預金には不満な層から、元本割れリスクの低い保険商品を中心に受け入れられた。

また、保険金の非課税枠活用による相続税対策として、そして、解約払戻金増による中長期的な資産形成を狙った終身保険なども推進された。

次に、09年からは、02年10月の個人年金保険の窓口販売の解禁から満期を迎える商品が出てきた。これに対応して、他金融機関への資金流出防止のためにも、保険の商品拡充に対応した。

さらに、10年4月から12年3月にかけては、定期預金の満期金の対応策としても推進された。特にゆうちょ銀行の定額貯金の満期が、この期間に集中したため、流出資金の新規獲得に向けて推進された。

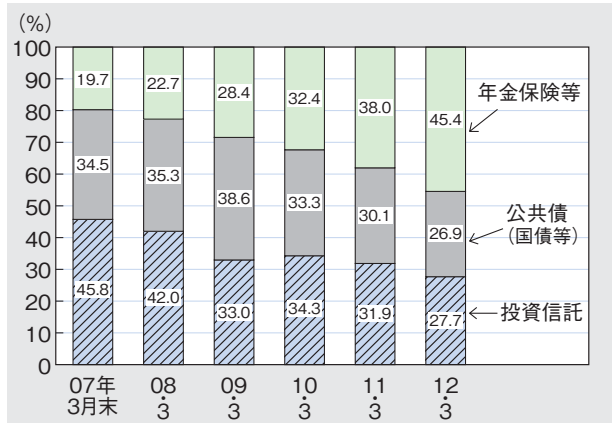
最後に、11年からは、06年に発行が開始された個人向け国債(固定5年)の償還が始まったため、近年の低利回りの影響などで、国債への再投資に向かわない償還金の新たな運用先として推進された。

(2) 住宅ローン利用と共に推進

07年の銀行の保険窓販の全面解禁以降は、住宅ローン借換え時や新規申し込み時に、既存保険などの家計支出の見直しをする顧客が多いことから、ローン実行後に医療・がん保険などの顧客ニーズを掘り起こしてきた。

また、12年4月からは、住宅ローン申込などに保険募集を禁じていたタイミング規制が緩和され、住宅ローンの申込時にすべての保険商品を販売できるようになったため、長期火災保険などの販売と共に注力されている。

第4図 預金以外の預かり資産構成比の推移



(3) 子ども手当の取り込み

10年6月からは、子ども手当の資金獲得に向けて、教育資金の計画的な積み立てに便利な学資保険が推進された。

4 獲得方針の狙い

上記獲得方針には次のような狙いがあるようだ。

まず、顧客利便性の向上による収益の増加・安定化である。金融商品のラインアップを充実させるワンストップ・ショッピング化を目指すことで、顧客の幅広いニーズに応えることによる収益力強化が進められた。

次に、生涯取引を狙った囲い込みである。従来、20～40歳代のマス層(保有金融資産3,000万円未満)やファミリー層に対しては、給振や住宅ローン以外の接点を持つことは容易でなかった。ところが、全面解禁以降は、生命保険や医療保険などの相談から接点を増やし資産形成の相談に応じることで、将来の住宅ローンや教育ローンの獲得が期待できるようになった。さらに、保険を中心としたクロスセルでこれらの世代を囲い込む、生涯取引も目指されている。

5 おわりに

以上のような方針・狙いから、地方銀行は、保険商品の販売を拡大させてきたが、今後は契約獲得だけでなく、顧客のアフターフォローが重要となるだろう。保険推進体制の強化・高度化がこれからの課題だ。

(あんど う のりちか)

木質バイオマスエネルギー利用の現状と課題

—再生可能エネルギー固定買取制度の林業へのインパクト—

ペレットクラブ 事務局長 小島健一郎

毎週末の官邸前抗議デモに象徴されるように、3.11以降、電源に対する国民の関心が高まっている。おりしも再生可能エネルギーの固定価格買取制度(Feed in Tariff: 通称FIT)が7月から始まった。太陽光発電はもとより、バイオマス発電についても想定より高い買取金額が提示されたが、果たしてこの制度は林業・林産業にどのような影響を与えるのか。

1 固定買取制度(FIT)とは

FITは再生可能エネルギーで発電した電気を政府が定める価格と期間で電力会社に買い取らせる制度で、ポイントは買取価格と調達期間を政府が決定することにある。特に開始から3年は普及拡大を目的として発電事業者の利潤(IRR: 内部収益率)に配慮すべく買取価格を高く設定している(第1表)。もう一つはFITで電力会社が買い取った電力費用は賦課金(サーチャージ)として需要家(消費者)に転嫁できる点だ。政府予想では標準家庭で月70~100円程度電気料金が高くなる^(注1)とされるが、電力中央研究所の試算によると2015年には400円、17年には1,000円にまで負担が上昇する^(注2)という。

再生可能エネルギーによる発電に関しては、RPS法(Renewable Portfolio Standard: 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措

置法)が03年から実施されてきた(FIT開始とともに終了)。10年度のRPS取引価格は9.4円/kWh^(注3)であることから、これまで売電価格の常識は約10円/kWhである。実際、筆者が10年度に小諸市で行った調査^(注4)では、FIT導入を仮定して20~23円/kWhとしたが、実際は最大32円/kWhと好条件であった。これを林業・林産業として需要拡大のチャンスと捉えるべきか、原料の奪い合いが生じてはげ山につながると危惧すべきか、関係者は電力価格が原木価格に与える影響評価ができないため沈黙している。

2 FITはチャンス

市場経済において商品価格は需給バランスで決まる。木材の場合、マテリアル需要中心の国内市場においては、木材の国際商品化と市場の成熟という要因により、過去30年にわたって立木価格が低下し続け、山林所有者による林業経営が全く成り立たなくなってしまった。縮小均衡する木材マーケットに対して、近年では搬出間伐や主伐期を迎えた森林からの出材増加という「供給過多」が更なる材価の下落を招いている。需要対策を行わない中で、の過剰供給は林業経営にとって致命的である。

このようなマーケットに対して、非マテリアルのエネルギー市場はこれまでとは全く違った志向性を持つ市場であるがゆえに、ニュー・フロンティアといえよう。しかしながらエネルギー市場は例えば燃料の税率や電力の地域独占に象徴されるように政策影響が大きい。そのため、政府が門戸を開かないと再生可能エネルギーは参入できない。この点、今回のFITは、まずは扉が開いたことを歓迎すべきであり、青天井のボリュームを機会と考えるべきだ。

とはいえ、バイオマス発電はパラメーター

第1表 バイオマス発電の調達価格と調達期間
(木質系のみ)

買取区分		(単位)	未利用 木材	一般 木材	リサイクル
費用	建設費	万円/kW	41	41	35
	運転維持費(年間)	千円/kW	27	27	27
IRR(内部収益率)			税前8%	税前4%	税前4%
買取 価格	1kWh当たり 税抜価格	円/kWh	32	24	13
買取期間			20年	20年	20年

資料 「調達区分・調達価格・調達期間についての調達価格等算定委員会案」経済産業省調達価格等算定委員会(第7回)配付資料、2012年4月27日

が多いため電力の買取価格から燃料単価を求めるのは簡単ではない。特に発電の規模と効率は重要で、大型化すれば高効率となり収益が向上し燃料単価を高く設定できるが、大型化すればするほど資源が必要となる。前述した小諸調査を再試算したところ、32円/kWhの電力買取条件のもと1万kWで発電のみを行うと、燃料単価はプラント着で7,600~8,100円/m³、必要量は16万5千~17万8千m³/年となった。ちなみに規模を小さくすれば資源は少なく済むが燃料を安くしなければならないため、長期的な供給が難しくなる。

これらのバイオマスは、建築用材のA材や合板用材のB材である必要はなく、曲りが大きく欠点の多いC材、あるいは枝葉のD材でも構わない。従って、これまでとは全く違う発想で市場を開拓できる。例えば、切り捨てるしかない手遅れ林分の処理や金額があわずパルプ材としても売れない材木、伐採で発生した枝葉などに価値が生まれる。極論すれば、皆伐して一度リセットすべき奥山の造林地や発育不良な林地の林種転換等、林業・林産業の産業基盤を大胆に変革するための起爆剤として発電需要を理解できる。

3 好機を捉えるには

バイオマスは太陽光や風力と同じく太陽エネルギーが起源だ。太陽光や風力が装置産業であることに対して、バイオマスはプラントを設置しても燃料が届かないと所定のエネルギーを生まない。その特徴は「燃料」という媒体にあり、他の自然エネルギーとは全く違う。つまり、バイオマス発電は燃料の元にな



フィンランドKeijonlahti の出力21万kWの
木質バイオマス発電所(近藤氏撮影)

る資源を人工的に栽培、収穫、燃料化、流通させないと目の前に森林があっても使えない。逆に燃料を媒介することで貯蔵や輸入が可能となり、設備の稼働率を高く維持できるばかりか出力調整も可能であるため電源としての価値は他の自然エネルギーよりも格段に高い。

いま、バイオマス発電の事業化に必要なことは資源と人員、投資、時間である。まずは燃料となる資源の確保が欠かせない。国産材で間に合わないのであれば輸入も一つの選択であろう。次に人員であるが、資源の供給に係るプロセスには必ず「ヒト」が介在する。人の関与はコスト要因だが一方で雇用の創出を意味するため、他の自然エネルギーよりも雇用効果、産業の波及効果がある。そのためにも専門性のある人員の確保がバイオマス発電には不可欠だ。三つ目は投資で、1万kWの発電事業に必要な投資は建設費だけで40億円となる。FITは太陽光発電の収益性が明らかなので1,000億円規模で資金を用意している金融機関もあるが、バイオマス発電も要件さえ満たせば確実に収益が見込めるため、投資を呼び込めるかがカギとなろう。例えば1か所1万kWで約50億円、各県に約1か所ですべて50万kW、都合2,500億円の投資は現実的である。最後は時間だ。現在の買取価格も来年4月には見直しの予定である。開始から3年間はIRRに配慮とされているものの、燃料調達から用地・用水確保、環境アセスなど様々な障壁をクリアして15年7月までに事業化に行き着けるかどうか、まさに時間との勝負である。

(こじま けんいちろう)

(注1)「枝野経済産業大臣による閣議後会見」12年4月27日

(注2)「再生エネ買取制度、家庭負担、5年後に月1000円」日本経済新聞12年8月2日付

(注3)「RPS法下における新エネルギー等電気等に係る取引価格の調査結果について」資源エネルギー庁、11年7月25日

(注4)「森林バイオマス燃料とする熱電併給事業の実行可能性調査報告書」小諸市、11年3月

(注5)「太陽光発電所に300億円投資方針、オリックス社長」朝日新聞12年8月17日付

福島県におけるコメ全袋検査による不安払拭への対応 —「データの見える化」により消費者の安心感醸成へ—

理事研究員 渡部喜智

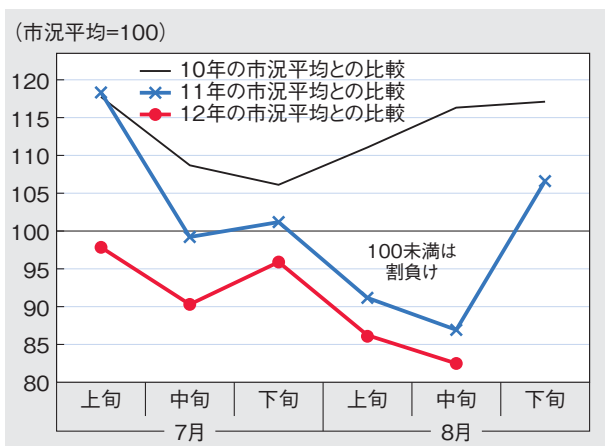
1 今も続く「原発被害」の圧迫

東京電力・福島第一原子力発電所(以下「原発」)事故に伴う放射性物質の拡散により、東日本の広範な地域に放射能汚染が生じた。これにより、福島県の農林業が受けた被害・影響はとりわけ大きい。原発事故から二度目の実りの秋を迎え、同県農業の被害の現状とともに、それに対しJAグループの行っている支援対応や問題克服の取組みを報告する。

原発事故は、①自粛を含めた農産物の生産・出荷規制に加え、②消費・小売サイドの情報・認識不足に基づく購入抑制による販売不振、いわゆる「風評被害」を発生させている。①の出荷規制等は少なくなっているが、一部の菌茸類や山菜などに依然残る。

②については福島県産ということだけで価格の割負けが生じている。例えば原発事故前、福島県産夏秋キュウリは市場の標準品(建値)であり他産地よりも2割前後高く取引されていたが、事故直後の11年に続き今年も福島県産キュウリの市況は振るわない(第1図)。

第1図 福島県産キュウリの市況平均との比較



資料 農林水産省「青果物卸売市場調査」から作成

また、コメは県内一部地域の11年産米で後述のように出荷規制にかかったところがあったが、大部分のコメからは、放射性物質は全く検出されなかった。にもかかわらず、原発から100km以上離れた会津産でさえ、隣県・新潟米の平均相場に比べ5月ごろまでは15%程度安く推移していた。12年産米については、卸売業者からの引合いは強いものの、販売価格は決して楽観できないという見方も少なくない。

以上のような原発被害に対し、JAグループ福島はJA福島中央会とJAが連携を密にしながら、損害賠償請求の支援に取り組んでいる。同中央会の取りまとめによると、7月末現在、718億円の損害賠償請求を行い、568億円を受け取った(賠償金支払率：79%)。

2 コメ出荷制限の無念さ

福島県による11年産米検査の結果、12年3月末まで適用されていた「食品中の放射性物質の暫定規制値」500Bq/kgを超える放射性セシウムが一部で検出された。これに対し、同県は地域(旧市町村)単位で出荷制限指示を行った。さらに12年4月からの「新基準値」適用を考慮し100~500Bq/kgの放射性物質が検出された場合についても、同県は地域単位で市場流通から隔離し出荷しない指示をした。これらのコメは将来焼却の予定となっている。

以上は緊急避難的措置としてやむをえない面があった一方、農家生産者が手塩にかけた栽培の労苦に思いをいたすとき、出荷されない無念は余りある。田圃一枚と、コメ袋一個ごとに相違する放射性物質の状況を適宜・適

切に検査する態勢が全県的に不十分であったことにより、大きくりの出荷規制になったことは極めて残念なことであった。

3 コメの全袋検査を実施へ

以上の経緯を受け、福島県は「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」のもと、12年産米の「全袋検査」の取組みを行う。11年産米検査で100～500Bq/kgの放射性物質が検出された地区では生産管理の徹底と全袋検査実施の条件付きで作付けが認められるとともに、それ以外の地域も福島県の管理下における取組みとして同じ全袋検査を行うこととなった。福島県全域で生産されるコメは、すべて放射性物質の検査を受け、客観的データの裏付けがあったものだけが市場に流通することになる。

これらの取組みにより、消費者の安心感が高まるとともに、折角収穫したコメを地域単位で出荷制限するという不合理も解消する。万が一基準値を上回った検査結果が出た場合は、作付けされた田圃等の除染対策へ情報が援用されることも期待される。

4 早場米出荷に向け全袋検査の準備完了

取材したJAみちのく安達は、福島県中通り地方の二本松市、本宮市、大玉村を管内とする。減農薬をはかった「エコあだたら米」の栽培を拡げてきたほか、地元で発見された新種の早生種「五百川」のブランド化を進めようとした矢先に原発事故に見舞われた。

全袋検査に当たり、管内市町村と県農林事

(注1)11年産米検査で500Bq/kg超の放射性物質が検出された地区では作付けを制限し除染対策等を優先して進めることとされた。

(注2)渡部喜智、小田志保「JAみちのく安達の地域農業への支援対応と有機農業家の前向きな取組み」農中総研HP(12年8月22日付)



全袋検査をする放射能測定装置
(JAみちのく安達での装置設置・検収作業)

務所および集荷業者が参画し「地域の恵み安全対策協議会」を結成。平常は競合関係にあるJAといわゆる「商系」の集荷業者も管内で生産されるコメを適正・的確に検査すべく協力体制を組んだ。管内では12年に68万6千袋(1袋30kg)のコメの生産が予想されており、これを13台の測定装置を8か所に設置し検査する。前述「五百川」の出荷が8月中旬から本格化するのに合わせ、8月上旬に放射性物質測定装置の設置など全袋検査の態勢が完了した(写真)。

測定工程では管内のどこで誰が生産したかという生産者情報が、事前にコメ袋に貼られたバーコードからシステムに読み込まれる。コメ袋が測定装置を通り放射性物質の基準値を下回っていることを確認すると、コメ袋に生産場所や農薬使用実績などの生産履歴データも含めた検査情報が登録される「QRコード」が別途貼付される。そして、そのQRコード情報は、出荷先のスーパー等小売店から照会することができるシステムとなっている。

以上のようなコメの全袋検査による放射性物質の個袋ごとの検査結果は、消費者・小売業者などがすべて確認可能なものである。以上の測定データの「見える化」「共有化」が、消費者の安心感醸成につながり、その購入姿勢の変化に結びつくことを切に願いたい。

(わたなべ のぶとも)

チリの果実生産・輸出の担い手動向

主席研究員 藤野信之

1 はじめに

昨(2011)年12月に、チリの果実生産動向を実査する機会を得た。チリは第一義的には銅を中心とする鉱業国であり、輸出品目も鉱業生産物が首位だが、次いでブドウ、リンゴ等の果実輸出が多い。チリは、輸入代替工業化をあきらめた後、限りある農地で米国に範をとりながら、果実の生産と輸出振興を図ってきた。

本稿では、こうした果実生産における担い手の動向を、農産物生産・輸出において見られる生産者の協同化と高付加価値化について着目しつつ概観することとしたい。

2 チリの果実生産

チリは、1961年時点では主食の小麦をほぼ自給していた。その後、64年成立のキリスト教民主党政権、70年のアジェンデ社会主義政権は、農産物貿易赤字の解消の目玉として国家主導の生鮮果実輸出振興を開始した。これは、73年のピノチェト軍事政権発足後も継続され、リンゴの収穫面積は70年頃を起点に90年代後半にかけて急拡大し、ブドウは75年頃から漸増して、90年頃を起点に急拡大した。

一方で、小麦の収穫面積は61年以降漸減して、75年頃から急減した。チリは、小麦自給から、北半球と季節が逆になる立地条件を活かした果実生産・輸出国へと転換・変貌していった。

3 担い手を巡る動向

(1) 概況

チリ国内の果実生産者は27,917人おり、そのうち5ha以下の18,860人は国内市場向け生産者であり、平均21.2haの9,087人が輸出向け生産者となっている(2011年、FedeFruta=チリ

果実生産者連盟調べ)。果実の総生産面積は30万haあり、うち輸出向け生産面積は20万ha弱となっている。

日本に学んで斜面を使って生産しており、収穫等にモノレールも使っている。

地域的には、南北に長いチリの中央部にあたる第5、6州とサンティアゴ首都圏区がブドウの主要生産地域である。リンゴは寒冷適性があり、第7州で6割弱が生産される。

(2) 生産者・多国籍アグリビジネスの動向

果実の生産過程には、多国籍アグリビジネスの参入はほとんどなかったし、現在においてもない。これは、ブラジルのセラード開発における穀物メジャーの役回りに類似している。彼らはトレーダーであり、基本的には輸出業者に徹している。

これは、チリにおいて多国籍企業の参入があった鉱業の世界とは好対照をなしている。

一方で、50年前(1960年)にはドール、チキータ、デルモンテ等の8社程度が果実輸出業務を担っており、そのシェアは70~80%に及んでいた。

その後、同じ南半球に位置する競合先、南アフリカ等の参入による競争激化のなかで、生産者は利益率の傾向的低下に見舞われた。生産者は生産の効率化を目指し始め、また一方で海外の輸入業者、小売業者が直接に生産者との接触を求めだした。

こうしたなかで、生産者のなかに、生産者自身や生産者がグループを作って輸出する動きが生じてきた。また、大手輸出会社は、買取仕入れした生産物を一括輸出して同一価格で精算してきたが、これは、生産者の品質向上インセンティブを低下させ、「自分で売りたい」との動きにつながっていった。こうしたなかで、果実輸出会社は700~800社に増え、

多国籍アグリビジネスのシェアは30%に低下した。

(3) 生産者のグループ化と農政実施ルート

ここで注目されるのが、生産者が国内スーパーや大手輸出業者に対抗するには、グループ化が必須になっているということだろう。これは、出荷・販売の協同化が、大手資本に弱小生産者が対抗するための有効な対応策であることを証明している。

隣国アルゼンチンには、ACA(アルゼンチン農協連)を構成する農協組織があり、穀物メジャーと対抗しつつ棲み分けている(アルゼンチン全体の中での小麦の買取シェアは穀物メジャーに伍する9.5%)。

チリには農協組織が育たなかったが、販売の協同化は自然発生した。一方で、農協組織がないことは、農業省の小農支援の高コスト化をもたらしている。補助金や低利融資の交付、指導事業の実施は、エージェントと呼ぶ農業省傘下の各組織の大量の地方出先機関が担っている。

4 共通する加工工程、直質の取組み

筆者は、首都サンティアゴから200km南の第7州のクリコ県にあるサグラダ・ファミリア市内の果実の大規模生産者と中規模生産者を訪問したが、どちらにも共通していたのが、ワイン醸造という生産物の加工工程の取込みによる高付加価値化と、自力販売という直接貿易の取組みである。

大規模生産者Aは、経営面積400haの果実生産加工会社である。生産品目は、果実(リンゴ、ナシ、キウイ、サクランボ、プラム)50%、ワイン用ブドウ50%となっており、ワイン醸造を行い、全量をほとんど直接貿易で輸出している。一方で、果実輸出は県内資本の輸出業者コーペ・フルーツを通じた間接貿易を行っている。構内にワイン醸造、貯蔵、ボトリング工場を有している。ワイン製造は当初からのものであり、原料は自家製造の有機栽培ブドウ100%としている。

中規模農家Bは、経営面積14.5ha(ワイン用



大規模生産者A法人のブドウ畑

ブドウは12.5ha)の3家族を擁する家族経営であり、1975年に12haの土地を取得し、ヒマワリとビートを栽培したが収入が増えなかった。80年に補助金で投資してワイン用ブドウ栽培を開始し、徐々に収入が増加し、以降安定的に推移している。収入は32百万チリペソ(約640万円)、純利益は960万チリペソ(約200万円)で、3家族が生活している。土地は肥沃で肥料は不要であり、地中海性気候もあって病虫害もなく、一般的に50年間は連作障害はないとされる。生産コストの過半を、1週間に30名の労働者雇用を伴う収穫コストが占める。

これまでの発展過程は、①モリーナ県内の会社へのブドウ納入販売、②大手ワインメーカーとの契約栽培、③独自ブランドのワインに加工しての直接貿易、となっている。

筆者の訪問対象経営体が、ともに先進的であったわけだが、いずれにしろ農業経営の高度化には、当然ながら川下への進出による高付加価値化は避けて通れない道といえよう。

5 おわりに

チリといえば、TPPやその前身となるP4協定の当事国でもあるが、果実輸出大国であると同時に、小麦、甜菜等をセンシティブ品目として抱えている。

その中心である果実生産においてさえ、協同化と高付加価値化が進んでいることは、日本農業への大きな示唆となる。

(ふじの のぶゆき)

農林金融2012年 8 月号

拡大するブラジルの農業投資

(阮 蔚)

21世紀に入って世界の農業において、食糧価格の上昇とそれによる農業投資の拡大という大きな潮流変化が起きた。これは供給不足によるものではなく、米国や中国によって創出された需要が急増したことによるものである。特に中国の輸入需要が今後さらに拡大する可能性があることは、一種の下支えの役割を果たして、世界的な農業投資の拡大をもたらしている。

本稿はブラジルでの農業投資拡大による輸出拡大が達成できたことへの考察を通して、07年からの価格上昇が食糧増産に有用であったことを検証し、同時に食糧価格の形成を適正化し、農業投資を拡大すれば、世界で食糧増産の余地が依然として大きいことを検討する。

チリの食料需給と農産物貿易

(藤野信之)

チリは南米の小国だが、新自由主義的経済運営や開放的な貿易政策と、長期にわたる安定的経済成長を特徴としている。輸出額に占める農林水産物の構成比は6.1%、うち果実は5.2%と、果実を中心としたプレゼンスが大きい。

最近では、日本を巻き込むTPPの前身となるP4協定の当事国としても知られる。P4協定やTPPでは、例外なき関税撤廃が旗印とされるが、FTA先進国チリにおいてさえ、対EU、韓国その多くのFTAで、小麦、小麦粉、砂糖がセンシティブ品目として関税撤廃の除外品目とされている。

チリは、農産物貿易赤字解消を目指した輸出促進のためにFTAを推進し、同時に果実振興で生産減となった小麦の保護を合わせ行ってきた。これらは、優れて戦略的な国家政策であるといえよう。

農林金融2012年 8 月号

ミャンマーの稲作農業

(室屋有宏)

民主化の進展を契機にミャンマー経済への関心が内外で高まっている。しかし、これまでの国際的な孤立を脱し、いわば「普通の途上国」として世界に向き合うとき、ミャンマーに与えられた現実グローバル経済の最外縁に位置する低所得農業国という姿である。

ミャンマーは現在でもGDPの約4割を農業が占め、全人口の約6割が農村に居住するなど農業国としての性格が色濃い。ミャンマーを知るためには、なによりもその農業を歴史的文脈のなかで理解しておくことが重要であるといえる。

本稿は、こうした観点からミャンマー農業の基幹作物であるコメに焦点をあて、その政策展開をたどりつつ、稲作農業が直面する現状と課題についてまとめたものである。

農林金融2012年 9 月号

EU競争法における国家補助と協同組合
(農林中央金庫JAバンク統括部 主監 明田 作)

21世紀に入り、EU加盟国の協同組合税制がEU競争法との関係で攻撃されている。攻撃の対象の分野、協同組合の種類は異なるが、いずれもEU競争法で禁止する国家補助にあたる点で共通する。イタリアの裁判所に係属中の事案については、欧州司法裁判所(ECJ)の見解が示され、EU加盟国ではないもののEEA協定を通じEUとルールを共有するEFTA加盟国のノルウェーの同様の事案では、EFTA監視機関の決定が下されている。

いずれも協同組合税制自体が否定されているわけではないが、EFTA監視機関の判断とECJの見解とでは、基本的な点での違いが認められ、イタリアの破産院がECJの見解(判決)を踏まえどのような最終的判断を下すかが注目される。

農林金融2012年9月号

(外部寄稿)

社会的経済・協同組合とリレーショナル・スキル —境界を超える人材と組織のつながりを求めて—

今村 肇<東洋大学経済学部総合政策学科 教授>

目次

はじめに

—「社会的経済」という選択肢を考えるために—

- 1 経済成長を支えた日本の社会規律, 自己規律と労働者の質
- 2 日本における「福祉」と「雇用」を両立する生活保障システムの現実
- 3 公共サービスの担い手として期待される社会的経・サードセクター
- 4 民間と政府のコ・プロダクションとそれを支えるリレーショナル・スキル
- 5 社会的経済・協同組合がこれからの日本の中心的位置を占めるために

都市農協の地域に根ざした取組み

茂野隆一<筑波大学大学院生命環境科学研究科 教授>

尾中謙治<一般財団法人農村金融研究会 主任研究員>

目次

はじめに

—コモンズとしての地域に根ざした取組み—

- 1 なぜ都市農協において地域に根ざした取組みが必要なのか
- 2 調査農協の概要と取組みの概要
- 3 食農教育
- 4 市民農園(ふれあい農園)
- 5 地域に根ざした取組みの意義

むすび

金融市場

2012年8月号

潮流 先送りされた社会保障と税の一体改革

情勢判断

回復感の乏しい展開が続く国内景気

情勢判断(海外経済金融)

- 1 回復の勢いが鈍化傾向にある米国経済
- 2 首脳会議での合意の後にも難題が残るユーロ圏
- 3 年後半にかけて持ち直しに転じる中国経済

分析レポート

- 1 法人企業部門の貯蓄について
- 2 政策反動の長期化が懸念される耐久消費財
- 3 収益力向上と「金融円滑化法」対応

連載

- 1 経済金融用語の基礎知識
QFII制度により推進される中国資本市場の自由化
- 2 新興国ウォッチ!
為替制度(3):香港のカレンシー・ボード制

海外の話題

アジアはミンスキーのダウンサイクルに入るのか?

2012年9月号

潮流 ユーロ圏での「期待」の成果と日本への教訓

情勢判断

頭打ち感を強める国内景気

情勢判断(海外経済金融)

- 1 減速懸念が和らぐ米国経済
- 2 ユーロ圏における金融政策の限界
- 3 輸出低迷で下振れリスクが強まる中国経済

経済見通し

2012~13年度改訂経済見通し

分析レポート

- 1 エネルギー・環境戦略に関する国民的議論の経過
- 2 団塊世代の退職金と金融機関の商品展開

連載

- 1 国際的な短期金利の指標LIBOR
- 2 為替制度(4):アルゼンチンのカレンシー・ボード制

小水力発電を核にした石徹白の地域づくり

NPO法人地域再生機構 副理事長 平野彰秀

岐阜県郡上市白鳥町石徹白^{いとしろ}。ここは、岐阜県と福井県との県境、白山南麓に位置する山あいの小さな集落です。隣の集落から約14km離れており、標高950mの桧峠を越え、スキー場を2つ越えたその先にあります。私たちは、この小さな集落で農業用水を活用して小水力発電に取り組んでいます。

ことの発端は、2007年の夏。当時、東京に住んでいた私は、岐阜でNPOの活動をしている仲間たちとともに、この集落を訪れました。私たちの当時の関心事は、「持続可能な地球をつくっていくためには、持続可能な小地域をつくっていくことが大切。そのためには、農山村の豊富な資源を活用して、食・エネルギーをまかなっていく必要がある」ということでした。

はじめて訪れたこの集落で出会ったのが、「NPO法人やすらぎの里いとしろ」の人たち。私たちが、「小水力発電をやりませんか？」という話を持ちかけたところ、「ぜひやってみよう」という話になりました。

彼らの話によれば、昭和30年代には、1,200人以上いた人口も、今では250人を切るまでになってしまったとのこと。過疎化が進むこの集落を将来につなげていくために、地域資源である水を活用して地域の活性化の起爆剤にしたいという思いから、石徹白での小水力発電の取り組みがはじまりました。

以来、試行錯誤を繰り返しながら、さまざまな小水力発電を導入してきました。最初は、海外から輸入した機械をつかって発電を試みましたが、ゴミが詰まったり電圧が安定しなかったりで、なかなかうまくいきませんでした。大学の研究者や、メーカーの人たちに協

力してもらったり、専門家にアドバイスをもらったりしながら、地域の人たちとともに取り組んできました。

現在、稼働している小水力発電機は全部で3機です。街灯をまかなうごく小さな規模のもの、住宅一軒をまるごとまかなう規模のもの、そして、公共施設(農産物加工所)の電気の一部をまかなうもの。

小水力発電の導入は、この地域に、さまざまなものをもたらしています。1つめには、小水力発電の取組みが報道されることで、多くの方に、石徹白の名前を知っていただくようになりました。2つめには、移住者の増加です。2011年度には、4世帯9名が移住しました。なかには、小水力発電がきっかけで移住した人もいます。私もその1人です。

3つめには、小水力発電の導入にともなってさまざまな地域づくりの活動が行われるようになりました。小水力発電の電気が供給されている「農産物加工所」は、2年前までは休眠状態にあった施設です。小水力発電が設置されるのと同時に、農産物加工所での特産品開発がはじまり、加工所が稼働するようになりました。また、若嫁さんたち有志があつまって、地元食材を活用したカフェをはじめようになりました。すべての活動が小水力発電がきっかけというわけではありませんが、小水力発電の存在が地域づくりの活動に活力をもたらしていることは間違いありません。

3年後には、100kW近くの小水力発電所を建設し、地域のエネルギー自給率100%以上を実現することが、当面の目標です。

(ひらの あきひで)

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2012年9月号 (第32号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7775 Fax.03-3233-7791
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:suzukiemiko@nochuri.co.jp